

平成17年3月定例会会議録

1 日時

平成17年3月28日(月) 開会 午後2時00分

閉会 午後3時10分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子

委員長職務代理者 砂田 清子

委員 高木 恒雄

委員 村瀬 光一

教育長 石毛 成昌

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎

管理部長 松本 泰彦

学校教育部長 坂口 和治

生涯学習部長 安達 美代子

管理部参事兼総務課長 瀬上 清司

学校教育部参事兼総合教育センター所長 松本 文化

生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟

生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修

財務課長 近藤 恒

学務課長 小湊 裕一

指導課長 杉川 正

保健体育課長 山岸 信和

施設課長補佐 下田 稔

社会教育課長補佐 須藤 元夫

青少年課長補佐 宍倉 和夫

5 議案等

請願第3号 学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について

請願第4号 学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について

請願第5号 学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について

請願第6号 学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について

議案第12号 船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について

議案第13号 船橋市教育委員会文書管理規程及び船橋市立小学校、中学校及び養護学校文書管理規程の一部を改正する訓令について

議案第14号 船橋市教育委員会の所管に係る船橋市情報公開条例施行規則を廃止する規則について

議案第15号 船橋市教育委員会の所管に係る船橋市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について

議案第16号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第17号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について

議案第18号 船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について

議案第19号 船橋市民ギャラリー条例施行規則の制定について

議案第20号 船橋市茶華道センター条例施行規則の制定について

議案第21号 船橋市総合体育館条例施行規則の制定について

議案第22号 船橋市武道センター条例施行規則の制定について

議案第23号 船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について

議案第24号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

議案第25号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

報告第1号 職員の任免について

報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について

報告事項 1 平成17年第1回船橋市議会定例会の報告について

2 船橋市次世代育成支援特定事業主行動計画の策定について

3 第3回清川記念館収蔵作品展の報告について

6 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

初めに、議事録の承認につきましてお諮りします。

2月17日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

今回の教育委員会会議3月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、5名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委 員 長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、6、傍聴される方はすべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは議事に入りますが、議案第24号、議案第25号、報告第1号及び報告第2号については、人事に関する事項ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該議案等を同会議規則第9条により報告事項(3)の後に繰り下げたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。当該議案等を報告事項(3)の後に審議いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、請願第3号から請願第6号について審議しますが、初めに、事務局より請願について説明をお願いします。

【事 務 局】

それでは、今回の請願につきましてご説明申し上げます。

今回提出されました請願第3号から請願第6号までの4件の請願につきましては、お手元にお配りしたとおり、それぞれ4名の方々から提出されたものでございます。この4名の請願は、前回、2月17日に開催いたしました教育委員会会議におきましてご審議をいただいた請願と同一件名のものであり、前回の請願と願意が類似しているものではございますが、請願書としての形式、手続が整っていることにより受理したものでございます。

なお、2月17日にご審議をいただきました請願につきましては、全会一致により不採択と決したところでございます。

以上でございます。

【委員 長】

ただいまの説明について、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、4件の請願については、ただいまの説明にもありましたとおり、願意が類似している請願ですので、一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、請願第3号から請願第6号は一括して審議するものとします。

それでは、先ほど事務局の説明にありましたが、前回、請願が審議された後、状況に変化があったかを含めて、審議参考のため指導課、説明願います。

【指 導 課 長】

特に変わったことはございません。

以上です。

【委 員 長】

ただいまの説明について何かほかにご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ほかに質問がございませんようでしたら質疑に入ります。

各委員よりご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委 員】

請願第3号から第6号まで、初めからもう一度しっかりと読ませていただきました。それぞれが言わんとするところは同じことをおっしゃっているというように私は理解をしま

した。

今、事務局から説明がありましたように、前回の定例会におきましても、請願をいただいたところであります。私の意見といたしましては、前回の定例会で意見を述べさせていただきましてありがとうございます。前回と同じ趣旨をもつての請願であるというふうに理解しておりますので、前回と同じような結論をもっております。

【委員長】

ほかに、委員の方。

【委員】

先ほど委員さんからもおっしゃったように、前回の請願書と今回の4件の請願書につきまして、若干文言は違うにしても、最終的に言わんとしていることは多分同じことというふうに推測いたしました。

前回不採択にしまして、今回も、それでいいのではないかというふうに私は思います。

【委員長】

ほかの委員もよろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、これより挙手により採決しますが、請願第3号から第6号は一括して採決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、請願第3号から請願第6号の4件の請願については、一括して採決するものとします。

なお、挙手しない方は不採択とみなしますので、ご了承願います。

請願第3号から請願第6号の「学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について」を採択することに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

【委員 長】

挙手なしにより、請願第3号から請願第6号の請願については不採択とすることに決しました。

続きまして、議案第12号及び議案第13号について審議しますが、両議案は関連する内容ですので一括して審議したいと思います、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、議案第12号及び議案第13号は一括して審議するものとします。

それでは、総務課、説明願います。

【総 務 課 長】

それでは、12号、13号議案につきましてご説明させていただきます。

これは、どちらも、船橋市情報公開条例の一部が改正されますことから、規定の整備を図るものでございます。

まず、12号でございますけれども、1ページあけていただきまして、新旧対照表をお目通し願います。

新旧の旧の欄、第2条の定義でございますけれども、この4号、それから7条、ここは記録の收受でございます。この中にアンダーラインを引きましたけれども、「写真」、それから「フィルム」という文言がございます。これを削除するものでございます。

13号につきましては、同じくごらんいただきたいんですけれども、第3条中の（文書、図画、写真、フィルム）を（文書、図画）に。それから、小学校、中学校及び養護学校文書管理規程、第2条1号中の（文書、図画、写真、フィルム）を（文書、図画）に改めるものでございます。

文言を整理する理由でございますけれども、行政機関の保有する情報の公開に関する法律というものがございます。これによりますと、写真、フィルムは文書、図画の中に含まれるとの解釈によるものでございます。

以上をもちまして改正をさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

【委 員 長】

ただいま説明がありました、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

それでは、議案第12号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」、及び議案第13号「船橋市教育委員会文書管理規程及び船橋市立小学校、中学校及び養護学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」を一括して採決いたします。

ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第12号及び議案第13号については、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第14号及び議案第15号について審議いたしますが、両議案は関連する内容ですので一括して審議したいと思います、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、議案第14号及び第15号は一括して審議するものとします。それでは、総務課、説明願います。

【総 務 課 長】

議案第14号、15号についてご説明をさせていただきます。

船橋市教育委員会の所管にかかわります施行規則2本を今回廃止させていただくものです。これはやはり、大もとの船橋市情報公開条例及び船橋市個人情報保護条例の2つの条例が改正されますことから廃止をするものでございます。

各条例の改正の内容でございますけれども、各条例の委任の規定は、この条例の施行に関し必要な事項は実施機関で定めるというふうに各実施機関に委任をいたしてございます。それを今回、規則で定めるということで改めるものでございます。今までは、1つの条例につき、それぞれの機関が定めた規則などによって運用してまいりましたけれども、今後は委任規定を規則一本化するというので、市全体での運用に差異を生じさせないという

ことがこの改正の理由でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第14号「船橋市教育委員会の所管に係る船橋市情報公開条例施行規則を廃止する規則について」、及び議案第15号「船橋市教育委員会の所管に係る船橋市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について」を一括して採決いたします。

ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第14号及び議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について総務課、説明願います。

【総務課長】

それでは、議案第16号についてご説明させていただきます。

議案書の、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

まず組織でございますが、総合教育センター内に、この中の第10条表中、内部組織のところにアンダーラインが引いてございます。これは、教育支援室を新たに設置するということでございます。

それから、第3条、「副参事」の次にアンダーラインで「室長」と記載してございます。これは、新たに設置する教育支援室の室長ということでございます。

この教育支援室の設置に伴いまして、第16条（教育機関の分掌事務）中の教育センターのところでございますけれども、右側、旧の規定ですけれども、その8号、9号、12号を教育支援室の新たな事務分掌といたしました左側の新規の（1）、（2）、（3）に移行してございます。こういったことを整備したことから組みかえをしたものでございます。

次に、第26条に3項、4項を新たに規定し、室長の職務権限等について明らかにいた

しました。

話が前後しますが、1つページ戻っていただきまして、中ほどに、左側、新のところに22号とございます。この中に空白がございます。これにつきましては、けさ連絡を受けまして、第6号ということに決まったということで、「6」とお書き願いたいと思います。

この3条の22号でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、船橋市個人情報保護条例が全部改正されました。そういったことから、同条例の制定年、それから条例番号、異議申し立ての権限となる条文番号が「6」というふうに変更になりました。具体的には、「20号」から「6号」に変わりました。あわせて改正するものでございます。

そして、文言でございますけれども、右の方の旧の規定は「不服申立て」となっておりますけれども、正確には「異議申立て」でございますので、あわせて改正をするというものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第16号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第17号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

このことにつきましては、開かれた学校の一層の推進を目的とした学校評議員制の導入実施のため、規定の整備を図ろうとするものであります。

その概要は、お手元の資料、新旧対照表にございますように、小学校及び中学校の管理規則につきましては、学校評議員を置くことができる規定を設け、また、船橋市立高等学校、同じく養護学校の管理規則につきましても、学校評議員を置くことができる規定を設けまして、併せて目次の名称を変更したことであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員 長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【委員】

学校評議員に関して、性格とか性質を説明していただけますか。

【指導 課 長】

学校評議員は、学校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べる、そういう性格でございます。

【委員】

近隣市の状況はいかがですか。

【指導 課 長】

近隣の状況につきましては、千葉市、浦安市、市川市が全校導入しております。それから、習志野市につきましては、17年度から行う予定になっております。八千代市につきましては、ただいま検討中です。我孫子市については、全校導入という形になっておりません。

学校評議員の設置の目的ですが、開かれた学校づくりの推進を図ることが大きな目標でございます。校長が保護者及び地域住民等に対して学校の教育活動に関して説明責任を果たして協力を得るとともに、保護者及び地域住民等の意向を把握・反映して、開かれた学校づくりを推進するために学校評議員を置くものでございます。

以上です。

【委員】

評議員制度はあるべき姿だろうと思いますし、平成17年度、モデル校として参加してくれる学校を集めて、そして18年度からは全学校に実施したいということでございますから、できるだけ多くの学校に参加していただきたいと思います。

それと、評議員制度も、立ち上げた方がいいが、形骸化になったり、校長の権限が薄れたり、また逆に校長の権限ばかり主張されたりというようにならないように、何でもスタ

一トが肝心なものですから、立ち上げのときにはぜひ十分注意して、形骸化されないような組織づくり、また片一方に偏らないような評議員制度を立ち上げられるように、努力をお願いしたいと思います。

【委員長】

ほかにご意見ございませんでしょうか。

【委員】

今の委員の意見のとおりなのですね。評議員制度というのはもう大分前から県などでも検討が重ねられて、むしろ船橋は遅いスタートというようなことに、近隣の状況を見ても、なるわけです。その意味ではいろいろな先例があるという、ある意味ではとてもよい環境の中で17年度募集をして、18年度から全校実施に向けてこの規則等も整えていくわけですけれども、物事というのは、やっぱり始めるからには教育は子供たちのためになるということが1点、行き着く目標でありますので、この評議員制度が本当にその学校のよい環境、よい学びの場になるために役立つというようなものにしていかなければならないわけです。そのためにはぜひ、近隣の情報も含めて船橋市全体の現状を教育委員会事務局がよく情報収集をしてくださって、現場を支える校長先生方、学校の現場にきめ細かく伝えるということをどうぞきちんとやっていただきたいと思います。成功例、不成功例、または工夫の例なども含めて、折々にきめ細かく現場に情報を伝えるということがこの制度が成功するためのキーワードではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

学校評議員という名前だけを見ると、その学校運営に関する決定権を持ったり、私立の学校の評議委員会という、やはりそういうことがあるわけですね。学会の評議委員会とか。そういう感じを受けますけれども、これはあくまでも校長の公的な諮問機関だというふうな位置づけでよろしいわけですね。

【指導課長】

はい、そのとおりでございます。

平成17年度につきましては、アンケート調査を各学校にやっていただきまして、その結果に基づきまして、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、いろいろな意見を取り入れて検討してまいりたいと思います。

以上です。

【委員長】

それでは、採決いたしたいと思います。

議案第17号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について学務課、説明願います。

【学 務 課 長】

それでは、議案第18号「船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

改正理由につきましては、現在、船橋市立小・中学校の県費負担教職員について、各校長が専決しています事項について、市立船橋高校、市立養護学校の校長にも専決権を与えるよう規定の見直しを行うものでございます。

なお、具体的には、扶養手当、住居手当、通勤手当の認定、確認、決定、改定及び事後の確認事項であります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【委 員 長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委 員】

今まで、だれが担当していたのですか。

【学 務 課 長】

現在もこのような形できちんと実施されておるのですが、規定の見直しを加えたところ、規程を船橋市立の小・中学校と同様に扱うという内容でございます。現在も校長が実施しております。

【教 育 長】

小、中学校において、以前は千葉県の仕事だったわけですね。いうなれば、千葉県の出先機関である葛南教育事務所が行っていたものです。それを地方分権化の中でまず教育

委員会におろして、教育委員会はそれを学校現場におろして、校長の権限にしたという経緯があります。その中で市立高等学校と養護学校の管理規則の改正が、抜けていたということで、改めてそれを整備するということですね。

【学 務 課 長】

はい。

【委 員】

よくわかりました。けれども、市船との関係におきましては、これも1つ前進というか、きちんとしてなかったことがきちんと明文化されて整備をされていくということは大変いいことだと思います。

教育委員会にしても、私たちの市立高等学校について、今まで以上にもっと積極的にコミュニケーションを図って、私たちの高等学校をすばらしいものにしていきましょうというような意見も出て、それに基づいての細かなことですけれども、幾つかの改善なども図って進んできたというような経緯があるように思います。

それと、もっと大きな枠組みの中では、今、学校というところは校長に権限を、裁量権をどんどんおろしていくという、これは全国的な流れの中の出来事だと思いますけれども、いずれにしても、賛成をします。

【委 員 長】

ほかに何かご意見ございますか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

それでは、議案第18号「船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第18号については、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第19号から議案第23号の5議案について審議いたしますが、当該

議案は指定管理者制度に関する内容ですので一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、議案第19号から議案第23号は一括して審議するものとします。

それでは、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第19号から第22号までの4議案につきましては、船橋市総合体育館条例等の4条例の一部改正に伴い、管理を指定管理者に行わせるため、それぞれの施行規則についても改正する必要があり、今回、全面改正するものでございます。

議案第21号の総合体育館施行規則を例に内容を説明させていただきたいと思っております。

第1条は趣旨でございます。

第2条でございますけれども、指定管理者に応募するための申請書（第1号様式）や、事業を行うための計画書の内容や審査に必要となる添付書類について定めてございます。

第3条でございます。第3条では、指定管理者として指定する通知書—第2号様式になります—や不指定の通知書（第3号様式）を定めているものでございます。

第4条につきましては、指定管理者制度では教育委員会の許可を得て利用時間や休館日の変更を行うことができ、そのための変更申請書（第4号様式）を定めているものでございます。

第5条につきましては、利用の手續としまして、利用者が施設を利用する手續、方法について利用許可申請書（第5号様式）や利用許可書（第6号様式）等、具体的な手續方法を定めております。

第6条につきましては、施設を利用するに当たって、具体的な利用者の遵守事項を定めております。

以下、7、8、9、10、11条につきましては、特別な設備の使い方や点検、損傷した場合の届け出方法など、施設の管理について具体的に定めているところでございます。

次に、議案第23号、船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則についてでございます。

議案第23号につきましては、教育委員会で管理しております都市公園である運動公園、法典公園及び若松公園にかかる有料公園施設の開園時間及び休園日の規定につきましては、従来、教育委員会の船橋市運動公園等管理規則に定めがありましたが、この3月議会で船

橋市都市公園条例が改正され、開園時間等の規定が同都市公園条例に規定されたため、運動公園等管理規則より使用時間及び休日に関する項目を削除するものでございます。

また、各条番号の整備及び各条文中の語句の整備を行うものでございます。

新旧対照表も添付してございますので、ご参考の上、よろしくご審議いただきたいと思
います。

以上です。

【委 員 長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【委 員】

この指定管理者制度に関しては、以前、委員会で取り上げていますので、それに関連した事務的なこととして思われますので、特に異議はありません。

【委 員】

民間委託された場合に、利用者のクレームなど来ないように方法をとっていただきたい
と思います。

【委 員 長】

それでは、議案第19号「船橋市民ギャラリー条例施行規則の制定について」、議案第20号「船橋市茶華道センター条例施行規則の制定について」、議案第21号「船橋市総合体育館条例施行規則の制定について」、議案第22号「船橋市武道センター条例施行規則の制定について」、及び議案第23号「船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について」を一括して採決いたします。

ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第19号から議案第23号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告（1）から（3）について総務課、説明願います。

【総 務 課 長】

今回、報告事項については、3つ報告がございます。(1)、それから(2)の報告事項につきましては、担当から報告をさせていただきます。

なお、(3)の報告事項につきましては、資料のとおりでございます。報告は省略させていただきます。何かご質問等ございましたら、後ほどお受けしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、(1)の報告事項について管理部、報告願います。

【管理部長】

平成17年第1回定例市議会の概要につきましてご報告をいたします。

今議会は、予算議会ということで会期も長く、2月24日から3月25日の30日間の日程で行われました。

2月24日の初日でございますが、市長より平成17年度の市政執行方針が表明された後、平成17年度予算案が11議案、平成16年度補正予算案が5議案、条例案が35議案、その他6議案と諮問4件、報告1件が上程され、市長より提案理由の説明がございました。

これらの中で教育委員会関係では、第1号議案の平成17年度船橋市一般会計予算の教育費に絡む部分、及び第48号から51号までのそれぞれ、船橋市民ギャラリー条例、船橋市茶華道センター条例、船橋市総合体育館条例、船橋市武道センター条例のおのおの一部を改正する条例。これは先ほど出ましたけれども、指定管理者制度導入に伴う所要の改正で教育委員会会議2月の定例会で審議され、異議のない旨市長に申し入れた案件でございます。

2月25日から3月1日までの土日を除く3日間で8会派への勉強会、3月4日から3月11日までのやはり土日を除く6日間で市政執行方針並びに議案に対する質疑が行われました。

質疑の主なものでございますが、管理部関連では、図書事務職員の配置について、国有財産借地上にある学校施設について、小・中学校の耐震診断と耐震改修について。

学校教育関係では、危機管理に対する取り組みについて、ハッピーサタデーの学校協力について、学校教育の諸問題について、ゆとり教育について、情報公開と個人情報保護について、小・中学校の校舎整備について、こども発達相談センターとの連携について、「ふなばしの教育」について、特別支援教育とノーマライゼーションについて、教育問題について、食の教育について、家庭の教育について。

生涯学習部関係では、ハッピーサタデー事業について、子育て支援事業について、グラウンド対策について、文化施策について、公民館使用料減免見直しについて、運動場の借上げについて、図書館について、公民館行政について等ございました。

3月15日には文教委員会が開かれ、先ほど触れました4条例案が一括審議され、4案とも賛成多数で可決、また最終日の本会議においても同様の結果を得ております。

16日から22日までの土日を除く4日間で予算特別委員会が開かれました。

教育委員会関係の質疑の主なものでございますが、管理部関係では、校舎の改修について、小・中学校の電気料金の契約内容と生徒数変動による相関関係について、次年度以降の予算づけについて、耐震改修関係について、図書事務職員の専任配置について。

学校教育部関係では、土日の部活動と地域行事参加指導について、奨学金貸付事業について、給食調理委託と直営との関係について、通級指導教室と特殊学級の開設時期について、今年度の特殊学級開設時期がおくれた理由について、特殊学級と通常学級との交流について、通級指導教室について、こども発達相談センターとの連携について、特別支援教育コーディネーターの考え方の違いについて、就学指導委員会と保護者との関係について、モロヘイ高校との交流について、ALTの適性について、プラネタリウムの利用状況について、給食の食材について、ALTの姉妹都市出身者採用について。

生涯学習部関係では、豊富運動広場に打ち合わせ場所の必要性について、ハッピーサタデーについて、公民館使用料の検討について、公民館運営について、青少年センター補導員の講習について、補導相談活動の民間協働や業務委託について、市民大学校について、アリーナの多目的広場の位置づけと人工芝修繕について等の質問がございました。

なお、この1号議案につきましては、共産党と市民社会ネットからそれぞれ組み替え動議が出されましたが、質疑応答の後、双方の組み替え案は賛成少数で否決され、原案が賛成多数で可決となり、また、本会議最終日においても同結果となりました。

最終の3月25日の本会議では、上程された案件のすべてが可決となり、平成17年度第1回定例市議会を終了いたしました。

以上で報告を終わります。

【委員 長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

それでは、続きまして、(2)の報告事項について総務課、報告願います。

【総 務 課 長】

それでは、報告事項(2)、船橋市次世代育成支援特定事業主行動計画の策定について報告させていただきます。

本市では、平成15年に制定されました次世代育成支援対策推進法第19条に基づきまして、市長、それから教育委員会、消防局長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会が連名で、職員を雇用する事業主の立場から、これらの機関で働く職員の仕事と子育ての両立の推進、そして地域における子育てを支援していくための船橋市次世代育成支援特定事業主行動計画を平成17年2月28日に策定したものでございます。

資料の第19条をお目通し願います。この19条でございますけれども、これは国及び地方公共団体の機関、それらの長またはそれらの職員で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、行動計画作成指針に即して特定事業主行動計画を策定するものとするということからこれを策定したものでございます。

計画期間でございますけれども、この計画書にも記載でございますけれども、この法律が平成26年度末までの10年間の時限立法ですので、本市ではこれにあわせて平成17年度から21年度の5年間でまず第1期計画としまして、第3期まで計画をいたしております。3年ごとに見直しをかけていこうという計画でございます。本計画書は第1期計画について定めたものでございます。

次に、2項の2号でございますけれども、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を掲げるということでございます。この目標でございますけれども、職員意識の向上、それから職場環境の整備に主眼を置きまして、職場における次世代育成支援の基盤整備に取り組むことを目標としております。

次に、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期でございますけれども、行動計画の具体的な内容については、妊娠中及び子育て中の職員に対する配慮、それから育児休業等を取得しやすい職場環境の整備など、時間外勤務の縮減、年次有休休暇等取得の促進についてなどが主な具体的な内容でございます。

実施時期でございますけれども、まず第1期、これを計画書に記載してございます。

以上でございます。

【委員長】

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

国を初め県、市全体で次世代の子供たちをはぐくむ者たちを支援しようという行動計画がこういうふうに出たということでございますけれども、船橋市において、学校現場で働かれる女性の先生方で、子育て中の方というのがどのくらいのパーセンテージでいるか、把握しておりますでしょうか。

【総務課長】

今回ご報告いたしました行動計画は、私ども市の職員に限っておりますので、この件に

つきましては、後ほどご報告させていただくということによろしいでしょうか。

【委員】

はい、結構です。

私どもは、教育委員会としてこの行動計画をどのように実現していくかという責務を負っていくわけですが、学校というところで働く女性たち、または子育てをする男性も含めてですが、その方々の姿というのは、その本人だけではなくて、その姿を多くの子供たちが目にするという職場環境なんですね。他の職場環境よりもはるかに大きな意味を持つ現場が学校現場だというふうに私は思うのです。ぜひみんなで丸となって、この行動計画が教育委員会の中の隅々まで行き渡ってよい姿を見せることができ、それがそこに通ってくる子供たちにとってとてもよい将来に向けての教育的示唆を生むというようなことを目指していただきたいと思いますし、私も教育委員の1人として、そのために何ができるかということを考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

【委員長】

ほかにご意見ございますでしょうか。

他になれば、次へ進みたいと思います。

(3)の報告事項について、清川記念館収蔵作品展について何かご意見ございますか。

なければ、続きまして、先ほど非公開と決定しました議案第24号、議案第25号及び臨時代理の報告の審議に入りますので、傍聴人の方は退席願います。

(傍聴人退場)

議案第24号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」、文化課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第25号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」、青少年センター所長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

報告第1号「職員の任免について」、総務課長より報告された。

報告第2号「県費負担教職員の任免に関する内申について」、学務課長より報告された。

(職員、傍聴人入場)

【委員 長】

大変お待たせしました。

本日予定していました議案等の審議は終了いたしましたが、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。